

中町小学校生徒指導規程

江田島市立中町小学校

第1章 総則

第1条 目的

- 1 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。
- 2 また、併せてこの規程は、能美中学校区内各学校間の連携教育の目的を基盤として、共通した生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための基底となることを踏まえ明文化するものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装について

- 1 制服で登校する。
 - 男子：白ポロシャツ
女子：白ポロシャツ
 - 男子：紺の半ズボン
女子：紺のプリーツスカート
場合によっては、その限りではなく、相談に応じる。
 - 上着の着用は、原則、冬季（寒い時期）。
寒い時は、上着の下にセーター、ベスト着用可。さらに寒い時は、手袋、ネックウォーマー、ジャンパー、ジャージ等を着用してもよい。
なお、極端に長いマフラーは、安全のため、着用しない。
- 2 体操服
 - 上：白色の体操シャツ
 - 下：ハーフパンツ（青・紺色）
- 3 頭髪等
 - 髪の毛は、学校で生活するとき、華美でなく、学習の妨げにならず、安全なものにする。染色、脱色、着毛、整髪部料、パーマ、カールなどしない。
不要な一部の長髪やそり込み、極端な段差をつけたりしない。
 - 肩より長い髪の毛は、ゴムやヘアピンでまとめる。また、前髪が目にかからない長さにする。かかる場合は、ピンでとめるかゴムでくくる。
 - マニキュアなど、手足の爪への装飾はしない。
 - 眉毛の成形、リップ、マスカラ、いれずみシール等で、身体を飾らない。ミサンガ等の装身具を身につけない。

第3条 校内での生活時間について

- 1 学校がだれもが気持ちよく過ごすことができる場所として、生活時間を定める。
- 2 授業や諸活動が、開始の合図とともに開始できるように準備をすることを基本とする。

第4条 校内での行動について

- 1 言葉づかいは、丁寧な言葉を基本とし、だれもが気持ちよく会話できるようにする。 ※学習時には、愛称などと呼ばない。
- 2 学習用具・遊具等の使用は、規程を守って使い、責任を持って返却する。
- 3 個々が率先して環境整備することを心がけ、生活環境を整える。

第5条 所持品について

- 1 学校が、環境が整い、だれもが向上心を持って学習・生活することができる場となるように、所持品の規定をする。
※箱形の筆箱が望ましい。(鉛筆5本程度・消しゴム・ものさし・赤青色鉛筆)
※ボールペン、マーカーは、高学年において授業で必要に応じて使用する。
- 2 学習に必要なものを、常に忘れないように持参する。
※忘れ物をして、危険なので家には取りに帰らない。
- 3 学習に不必要な金品は、持参しない。(キーホルダーなど)
※持ってきた場合1回目は放課後、2回目は学期末に返却し、3回目は学年末に、保護者に取りに来てもらう。
※ただし法律に違反する物品はこの限りではない。
- 4 携帯電話は、特別な事情がある場合、保護者が学校に届け出る。許可になった場合、登校時に担任に提出し、放課後返却される。

第6条 欠席等の手続きについて

- 1 欠席・遅刻・早退等の場合は、原則として保護者及び家族の者が必ず所定の時刻までに連絡する。(始業時刻 8:10)
- 2 早退等の場合は、少なくとも1時間前までには保護者の責任において連絡をする。 ※職員室または、保健室まで迎えに来てもらう。

第7条 通学について

- 1 児童の通学に関しては、学校の規程による。
- 2 特別な事情がある場合は、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。

第8条 改善指導について

- 1 学校生活に関する規程に逸脱している場合は、保護者に連絡して改善をお願いする。
- 2 改善が見られない場合は、保護者に来校を願い、指導の協力をお願いする。

第3章 校外生活に関すること

第9条 家庭生活について

- 1 規則正しい生活を送ることを心がけ、健康に留意する。
- 2 家族の一員としての意識を持って生活し、できることから進んで取り組む。

第10条 校外で遊ぶとき

- 1 自宅から外出する時は、「いつ、どこで、誰と、何をするために、いつ帰宅するのか」を保護者に正確に伝える。
- 2 自他の生命を尊重し、他の人に迷惑をかけないように遊ぶ。
- 3 金品等、家からの持ち出しは、必ず保護者の承諾を得る。
- 4 あいさつや片付け等、社会のルールやマナーを守る。
- 5 交通ルールを守り、交通安全に心がける。
 - 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。
 - 交差点での一時停止・安全確認等を必ず行う。
 - 自転車について
 - 1、2年生：保護者がそばについて、道路で乗ることができる。
 - 3～6年生：保護者の許可を得て、校区の中で乗ることができる。
- 6 帰宅時刻を守り、保護者の許可なく、夜間の外出や外泊はしない。
 - 帰宅時刻は、夏季（4月～9月）：午後6時
 - 冬季（10月～3月）：午後5時
 - 夜間の外出や外泊は、保護者の責任において行われる。監督・保護者のもとのみとする。

第4章 特別な指導に関すること

第11条 問題行動について

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物破損・器物破損
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に違反する行為

※ 法令・法規に違反する行為については、程度の状況により判断し、必要に応じて、警察・関係諸機関と連携をとる。

- (2) (1) 以外の下記の行為
- ① 喫煙同席・喫煙準備行為（たばこ等の所持）
 - ② いじめ
 - ③ 授業妨害
 - ④ 登校後の無断外出・無断早退
 - ⑤ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ⑥ カンニング等の不正行為
 - ⑦ 家出及び深夜徘徊
 - ⑧ 怠学
 - ⑨ 不良交友
 - ⑩ 金品持ち出し
 - ⑪ 不健全娯楽（賭け事等）
 - ⑫ 携帯電話、インターネットの不健全使用に関するもの
 - ⑬ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第12条 問題行為に対する特別な指導

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導
(通常授業反省指導・別室での授業反省指導、校内美化清掃等の奉仕活動)
- (3) 器物破損の際、故意による損壊を対象とし、保護者に弁償を求める場合もある。(弁償を求めるか否かの判断は、学校長が行う。)

第13条 反省指導

学校で行う。

(同学級の他の児童と同様に通常の学校生活<授業等>で指導を行う。)とする。

「別室反省指導」

(同学級の他の児童の学校生活とは別日程で別室での指導を行う。)の2段階とする。

(保護者の同意を得る。)

第14条 別室での反省指導

時間や日数等の期間については、問題行動の程度や繰り返し等により協議検討し決定するが、授業反省は概ね3日から5日、別室反省については1日から3日とする。

この規定は、平成25年4月10日から施行する。

平成25年4月9日 一部改正

平成26年4月7日 一部改正

平成29年4月6日 一部改正

平成31年4月6日 一部改正

令和2年4月16日 より、毎年高学年の意見を取り入れ、一部改正を実施